

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令の番号	昭和32年法律第177号
許認可等の種類	水道事業の認可	根拠条項	第6条
審査基準	<p>水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p> <p>なお、審査基準は水道法第8条の認可基準を準用する。</p> <p>(認可基準)</p> <p>第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。 五 供給条件が第十四条第二項各号に規定する要件に適合すること。 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあっては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。 <p>ただし、給水人口5万人以下である水道事業に関する厚生労働大臣の権限 給水人口が5万人を超える水道事業又は1日最大給水量が25,000 m³を超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更にあつては、当該変更に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>		
受付機関	管轄保健福祉事務所	処理機関	生活衛生課
		交付機関	管轄保健福祉事務所
		標準処理期間	60日
		標準経由期間	7日
		目次NO	